

船舶事故調査報告書

平成24年5月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	平成23年12月31日（土） 12時35分ごろ
発生場所	岡山県備前市鴻島西岸沖 岡山県瀬戸内市所在の虫明漁港9号防波堤灯台から真方位055°2, 480m付近 （概位 北緯34°41.8′ 東経134°14.7′）
事故調査の経過	平成24年3月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート あさしお、5トン未満 260-39205岡山、個人所有 6.46m (Lr) × 2.33m × 1.18m、不詳 ガソリン機関、84.58kW、平成10年11月7日
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成19年8月31日 免許証交付日 平成23年10月28日 （平成29年8月30日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船体 船底に擦過傷、プロペラに曲損 かき筏 1基が全損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗船させ、瀬戸内市黄島北方沖から係留地の備前市西片上に向けて帰航中、船長が、操舵室内の操縦席に座り、備前市曾島の西端沖に向ける針路とし、約13ノットの対地速力で手動操舵により北北東進した。 船長は、機関のオイル警告ランプが点滅していたことや帰航を開始した頃から機関に異音がしていたことに気を取られて航行していたところ、平成23年12月31日12時35分ごろ、虫明漁港9号防波堤灯台から真方位055°2, 480m付近に設置されている岡山県虫明湾のかき養殖筏（以下「本件かき筏」という。）に衝突して乗り揚げた。 本船は、クレーン船により、本件かき筏から引き降ろされた後、自力で帰航した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 2.9m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長は、衝突場所付近は何度も航行したことがあり、かき筏があることもよく知っていた。

	<p>本船は、船首浮上及び死角はなかった。</p> <p>本船には、レーダーはなかった。</p> <p>本船は、GPSプロッターが設置されていたものの、かき筏の位置などは入力されていなかった。</p> <p>同乗者2人は、船尾甲板下に設置されている生け簀の水を抜き取る作業をしており、前方は見えていなかった。</p> <p>本船の機関の異常音は、本事故後、点火プラグを交換したところ解消した。</p> <p>船長は、本事故後、本船のオイル警告ランプは、機関運転時間が100時間を過ぎると点滅する仕組みであることを知った。</p> <p>本件かき筏は、長さ約25m、幅約8m、海面からの高さ約0.4mであった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、鴻島西岸沖を北北東進中、船長が、機関の異音に注意を奪われ、針路が本件かき筏に向いていることに気付かなかったことから、本件かき筏に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、鴻島西岸沖を北北東進中、船長が、機関の異音に注意を奪われ、針路が本件かき筏に向いていることに気付かなかったため、本件かき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かき筏などが設置されている海域では、同乗者の協力なども得て厳重な見張りを行うこと。 ・機関は、定期的な整備、点検を行うこと。 	